



議案第四百四号

三朝町職員定数条例の一部改正について

次のとおり三朝町職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和五十六年十二月十五日

三朝町長 松村喬成

昭和五拾六年拾貳拾七日

原案可決

三朝町議会議長名越典由

三朝町条例第 号

三朝町職員定数条例の一部を改正する条例

三朝町職員定数条例（昭和二十八年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中

企業局	事務吏員	国民宿舎三朝温泉会館	二六人
	技術吏員	水道課	六人
その他の職員		計	三二人

を

水道課	事務吏員 技術吏員 その他の職員	通じて 六人
国民宿舎 三朝温泉会館	事務吏員 技術吏員 その他の職員	通じて二六人

に改める。

附 則

この条例は、昭和五十七年一月一日から施行する。